

お客様各位

平成26年12月1日

早いもので、今年もおしせまってまいりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 人事労務の最新動向
3. 平成27年度税制改正の動向
4. 今月のコラム～年末調整の際の103万円の壁

1. 今月の事務

いよいよ年末調整の時期になりました。

① 冬季賞与の支給と保険料の徴収

賞与を支給する事業所では、社員ごとの考課・査定から支給までの事務があります。

社員に賞与を支払った際には、「被保険者賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に所轄の年金事務所（一部の健康保険組合も含みます）に提出します。

賞与から徴収した保険料は、被保険者負担分と会社負担分を合わせて、納入告知書に従って翌月末までに納付することに留意して下さい。

② 年末調整の実施

年末調整事務では、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（配偶者特別控除申告書と兼用用紙）などを社員各人から提出してもらいます。各種の所得控除を受けるには、払込証明書類などの添付が必要ですから、あわせて社員に提出を促しましょう。

今年の変更点としては、マイカー通勤手当の非課税限度額が4月から引き上げられ、片道2km以上10km未満の非課税限度額が4,100円から4,200円に、10km以上15km未満が6,500円から7,100円などに変更されています。この変更は4月1日以後に受けるべき通勤手当等から適用されるため、4月から10月までの給与で課税していた部分は給与の総支給金額から差し引き、年末調整で精算するなどの対応が必要になります。

そして、来年の源泉徴収事務の準備も同時に行っておきましょう。来年1月には、年末調整の結果に基づく給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）などの支払調書を作成し、所轄税務署や社員の住所地の市区町村に提出しなければなりません。早めに提出の要否や記載要領の確認などを済ませたいところです。

あわせて、平成27年の賃金台帳（一人別源泉徴収簿）なども用意しておきましょう。

2. 人事労務の最新動向

注目されていた労働者派遣法の改正案が見送られることになりました。これは衆議院解散決議前に確定しており、衆議院の選挙結果次第で、変更されることはなさそうです。

他の労働法制改正案は選挙後に議論が再開されます。

3. 平成27年度税制改正の動向

先月号までに平成27年度税制改正の重要事項をお伝えしてきて、いよいよ税制改正大綱が発表される年末になって、衆議院解散が決議され、約1か月の政治的空白期間が生じることになりました。

選挙の結果次第で変わることが予想されますが、今年と同様に年末に衆議院選挙が行われた一昨年末では、税制改正大綱の発表が年明けにずれ込み、改正内容自体は非常に小粒なものでした。

選挙後の次回号以降で改めてお伝えしていきます。

4. 今月のコラム～年末調整の際の103万円の壁

12月は年末調整で、給与計算が大変となりますが、この忙しい時期に、パートタイマーから休みたいと言われたことはないでしょうか。

これはパートタイマーの“103万円の壁”が関係しているのです。パートタイマーにとって給与収入が103万円以下であれば所得税が掛らないため、年末になると年間パート収入が103万円以下となるように出勤を調整するのです。特に、ご主人がサラリーマンの場合では、ご主人の会社から支給される配偶者手当が奥さんの所得がゼロであることが要件とされるケースが多いことも関係しているでしょう。(給与収入が103万円までは所得はゼロと扱われるのです。)

但し、ご注意いただきたいのは103万円の壁とは所得税(国税)の話であって、市町村に支払う住民税(地方税)の非課税限度額は通常103万円より低く、均等割が掛からない給与収入は神戸市では100万円、三田市では93万円を超えると10%の地方税が掛ることに留意して下さい。しかも、現在は所得が少ない内は国税が5%であるのに対して地方税は10%と税率が高いため、むしろ、地方税の非課税限度額にも注意が必要なのかもしれません。

会社としては年末の忙しい時期に休まれては困るし、パートタイマーも働きたいため、苦肉の策として“瓜二つの妹”が代りに働きに来ることがあるそうです。“瓜二つの妹”が結婚して苗字が変わっていれば、なお都合がいいようです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>